

第二号様式（第六条関係）（平成運令24・平12運令39・平16国交令93・一部改正）

第 号

製造事業場認定書
殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ2の規定により、下記のとおり認定する。

記

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る物件の範囲
- 3 認定の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 物件の範囲以外についての限定事項

年 月 日

国土交通大臣 印